

食品衛生自治指導員

指導員だより
第 266 号

発行：東京都 食品安全情報サイト 食品衛生の窓 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin>

編集：一般社団法人東京都食品衛生協会 東京都渋谷区神宮前 2-6-1 東京協ホームページ <https://www.toshoku.or.jp>
☎ 03-3404-0121 〒150-0001

印刷物規格表
第 1 類印刷番号 (2) 71

令和 4 年度 教育事業等の進め方

消費者への安全な食品の提供には、食中毒発生防止対策をはじめとした幅広い食品の安全対策が求められます。近年、東京都においては、アニサキス、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒が上位を占めています。こうした状況を踏まえ、各病因物質の特徴を良く理解し、その予防のポイント等の周知に努めるとともに行政の支援のもと、総合的自主管理体制の確立を図るべく指導員活動を中心とした事業の充実が求められます。

また、令和 4 年度においても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にありますが、講習会が中止の際には動画配信を取り入れるなど情報伝達・周知に努めてまいります。

食品衛生自治指導員活動

東京の「食の安全・安心」を守るためには、食品衛生自治指導員（以下「自治指導員」という。）による巡回指導活動が重要な役割を担っており活発な活動が求められることから、令和 4 年度は下記の指導員活動を積極的に実施してまいります。

《自治指導員活動の重点項目》



担当施設の巡回指導に併せ、自主管理の推進に必要な指導・助言・情報提供など、重点的な指導活動の展開をお願いしてまいります。本年度の重点事項は次の項目といたします。

(1)「食品衛生責任者お知らせ版」の配付
「食品衛生責任者お知らせ版」を年 4 回配付し、食品衛生の最新情報の提供及び知識の向上に役立ててまいります。なお、食品衛生の最新の情報等をいち早く伝達するため、各指導員に直送し巡回指導時に、担当施設への配付をお願いいたします。

(2)検便（腸内病原微生物検査）の実施
個人の衛生管理の基本となる検便は、食品衛生法に基づく「公衆衛生上必要な措置の基準」等において、食中毒発生防止と食品衛生の自主管理確立のために重要な実施事項となっております。引き続き検便実施の周知徹底をお願いしてまいります。

(3)整理・整頓・清掃の確認
整理・整頓・清掃（3S）については、「公衆衛生上必要な措置の基準」によ

り、施設やその周辺を定期的に清掃し、施設の稼働中は食品衛生上の危害の発生を防止するよう清潔な状態を維持することと規定されています。これは、食中毒予防や異物混入防止の観点からも重要な事項です。また、整理・整頓・清掃を実践している施設は、消費者が施設を選択する際の大きな要因となるため、巡回指導項目としてこれらの指導をお願いしてまいります。

(4)「食品衛生管理ファイル」の活用促進
食品衛生法では、食品等事業者の責務として「製造、販売などの食品及びその原材料などの情報に関する記録の作成と保存に努めなければならない」と明記されており、衛生状態を日々記録することが重要事項となっております。また、令和 3 年 6 月 1 日より HACCP に沿った衛生管理が義務化されました。この義務化に対応するため、食品衛生管理ファイル（以下「衛生管理ファイル」）を全会員に配付すると共に、その使用方法を地域食協が実施する実務講習会の内容に盛り込み、施設にあった衛生管理計画（一般衛生管理・重要管理）を作成し、その結果を記録表に記載するよう促してまいります。

(5)食品事故の賠償対策
食中毒事故や異物混入など被害を受けた消費者を広く救済するとともに、食品事故の賠償対策として総合食品賠償共済（あんしんフード君）の周知をお願いしてまいります。

(6)現場簡易検査の推進
巡回指導時における現場簡易検査については、衛生状況を確認するための検査キットを配布し、巡回指導時に活用してまいります。

また、実施した際には巡回活動記録簿の「講習会等参加状況」の欄に「現場簡易検査実施件数」を記載できるよう設けておりますのでご記入をお願いいたします。併せて、検査結果を踏まえた衛生管理の取り組みをお願いしてまいります。

(7)巡回指導活動の活性化に向けた表彰制度
指導員活動の強化を図るため、「巡回活動記録簿」の記載状況を表彰基準とした「第 1 次指導員活動の活性化計画」を作成し、5 年間にわたり取り組んでまいりました。指導員活動は協会の根幹をなす事業であることから、「第 2 次指導員活動の活性化計画」を令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間実施してまいります。

なお、計画の概要としては従来の取り組みに加え、地域食協の組織強化を重要事項と捉え、指導員部長・幹事指導員・総合事務所が一体となり幹事指導員会の充実を図ってまいります。

(1)自治指導員の養成
協会では毎年、衛生指導への意欲を持った方々を対象に、食品衛生自治指導員養成講習会を開催し、「自治指導員の役割」や指導活動に必要な「知識の習得」を行い、指導員活動の向上に役立てています。地域食協におきましては、自治指導員部長・幹事指導員の方々を中心に、実践に基づく指導及び育成をお願いしてまいります。

(2)食品衛生実務講習会（衛生教育講習会）の実施
食品衛生責任者は、実務講習会を受講し、食品衛生に関する新しい知識の習得に努めなければなりません。昨年度は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大が続き、多くの地域食協主催の実務講習会が中止となり、資料配付による書面講習となりました。令和 4 年度は、動画配信を取り入れるなど情報の伝達・周知に努めてまいります。

(3)衛生思想普及等に関わる事業
①食品衛生街頭相談所・消費者懇談会
広く食品衛生の普及啓発を図るために、各地域にて街頭相談所を開設してまいります。また、食品の安全確保に向けた消費者・食品等事業者・行政による消費者懇談会を開催してまいります。さらに、東京都の食品安全推進計画にあるリスクコミュニケーションの場として消費者等を対象に情報提供のための講習会を開催してまいります。

②食中毒発生防止と食品衛生の普及啓発
毎年 8 月に実施される全国食品衛生月間を中心に野球場や駅ビルなど、関係機関の協力を得て電光掲示板等を用いた食中毒発生防止キャンペーンを展開し、消費者に食品衛生の重要性を PR してまいります。

④業種別衛生教育講習会の開催
業種ごとに必要な専門的衛生知識を習得するための講習会を開催してまいります。なお、この講習会は東京都が定める「食品衛生実務講習会 A」としてみなされます。

(5)自治指導員等に関する各種会合の開催
自治指導員活動をより実効性のあるものとするため、自治指導員事業運営委員会をはじめ指導員部長会において協議してまいります。また、地域食協においては、食品衛生幹事指導員会等において、自治指導員活動についてその充実を図るべく検討をお願いしてまいります。

(6)自主検査の促進
食品等事業者には、消費者に対する衛生上必要な情報の提供が求められております。そのため、食品の保存方法や期限表示などを設定するための自主検査の励行と検査記録の保管について周知してまいります。

(7)東京都食品衛生自主管理認証制度
協会では、指定審査事業者として適正な審査業務に努めてまいります。

(8)（公社）日本食品衛生協会「食の安心・安全・五つ星事業」
日食協が制度を運営する「食の安心・安全・五つ星事業」については、当協会の特徴を盛り込んだ制度として事業推進に努めてまいります。

(9)メールマガジンによる情報発信
自治指導員を対象に原則月 1 回、食中毒の発生状況や国及び東京都の通知等を盛り込んだ最新情報を配信してまいります。

(10)チラシ
食中毒予防のパンフレット、チラシ及び聴覚教材としてのビデオ（DVD）を作成し、講習会や街頭相談所などで広く活用してまいります。なお、ビデオ（DVD）は外国人や聴覚障害者に配慮し、五カ国語での字幕対応となっております。また、令和元年度より食品事業者等にも販売が可能となったこ

情報共有にメールマガジンを配信

東京協では、自治指導員との情報共有の取り組みとしてメールマガジンの配信を本年 1 月から行なっています。配信は、原則月 1 回とし、掲載内容は①食中毒発生状況②元食品衛生監視員による解説③食品衛生の最新情報（地域食協が開催する食品衛生実務講習会の開催日程等）④広報紙「東京の食品界」の掲載記事など、有用な活動情報を盛り込んでいます。

ぜひ、この機会に登録いただき、巡回指導活動にお役立てください。

【登録方法】※QRコードの読み取り、または URL をクリックし、「配信希望登録ページ」に、氏名・所属食協名・送信先メールアドレスを記入して、送信ボタンを押してください。送信後、登録完了メールが届きます。

※スマートフォン等で受信する際、迷

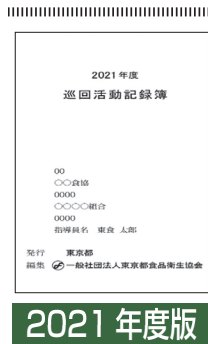
2021 年度の「巡回活動記録簿」を、年度当初に自治指導員の皆様にお配りいたしました。年度が終了することから、令和 4 年度初めに開催される自治指導員会や理事会等で回収させていただきます。

指導員だより等においても、お知らせしておりますが、自治指導員による巡回指導活動は、東京の「食の安全・安心」を守るため指導員による巡回指導活動が重要な役割を担っており活発な活動が

求められております。また、指導員活動は協会の根幹をなす事業であることから更なる活性化を図るため「第 2 次指導員活動の活性化計画」を策定し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間実施してまいります。令和 4 年度が新たな取り組みの初年度となります。

指導員の皆様には、現場簡易検査や食品衛生責任者のお知らせ版の配付等をおこなって頂いております。その際は「巡回活動記録簿」へ記載いただくとともに回収へのご協力をお願い致します。

なお、「巡回活動記録簿」を返却する際は、巡回活動を実施した施設名・各項目への記載を確認の上、指導員部長又は各総合事務所まで御返却ください。



「巡回活動記録簿」の返却をお願いします

また、指導員活動は協会の根幹をなす事業であることから更なる活性化を図るため「第 2 次指導員活動の活性化計画」を策定し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間実施してまいります。令和 4 年度が新たな取り組みの初年度となります。

東京協自治指導員メールマガジン 配信希望登録ページ

「東京協自治指導員メールマガジン」の配信希望登録を承ります。下記より氏名・食協名・組合コード・指導員番号・配信先メールアドレスを入力後送信ボタンをクリックしてください。

※SMSを利用しお客様の個人情報を匿名化して送信します。

氏 名 (必須)	メルマガ配信希望依頼
食協名 (必須)	所属食協を選択してください
組合コード	
指導員番号	
配信先メールアドレス (必須)	
(複数のメールアドレス)	

送 信 送 信 済

メルマガ登録ページアドレス <https://www.toshoku.or.jp/magazine/index.html>



magazine@toshoku.or.jp

感拒否設定をされている方は、事前に左記のアドレスが受信できるよう設定をしてください。

食品安全推進計画 重点施策（11 施策）

新規 新たに推進する施策 法改正 食品衛生法等改正に対応する施策

施策の柱 1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

- 新規 施策 1 東京都 GAP 認証制度の推進
- 法改正 施策 2 HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進
- 新規 施策 3 多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進

施策の柱 2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

- 施策 4 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- 施策 5 輸入食品対策
- 法改正 施策 6 「健康食品」対策
- 施策 7 新たな表示制度による適正表示の推進
- 法改正 施策 8 食品安全に関する健康危機管理体制の強化

施策の柱 3 関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進

- 新規 施策 9 外国人への情報発信等の充実
- 施策 10 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- 施策 11 多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進

東京都食品安全推進計画を改定しました

〈令和3年度～7年度計画〉

東京都では、東京都食品安全条例に基づき、「東京都食品安全推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進しています。平成17年3月に第1期計画を策定し、その後、平成22年2月及び平成27年2月に計画を改定し、食品安全に関する様々な課題に対応してきました。この度、令和3年3月に3回目の改定を行い、第4期計画を策定しましたので、その概要についてご説明いたします。

計画改定の背景・目的

平成30年の食品衛生法及び食品表示法の改正により、営業許可業種の再編やHACCPに沿った衛生管理の導入、食品等のリコール情報の報告制度の新設など多くの制度改正が行われました。また、近年、ノロウイルス等による広域的・大規模な食中毒事件が発生しており、関係機関と連携した広域的な対応体制強化等、更なる施策の充実が求められています。さらに、子供食堂や認知症カフェなどに、食の提供主体の多様化、新型コロナウイルス感染症の流行の影響による飲食店の形態の変化など、近年の食を取り巻く状況の変化にも対応していく必要があります。

食の提供主体の多様化、新型コロナウイルス感染症の流行の影響による飲食店の形態の変化など、近年の食を取り巻く状況の変化にも対応していく必要があります。そのため、これまで取り組んできた施策の継続を基本としつつ、新制度への対応や広域的な食中毒への対策など食品安全に関する諸課題を整理し、施策を一層推進していくため、推進計画を改定しました。第4期計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となっています。

推進計画の内容

【施策の柱】

第4期推進計画は、次の3点を「施策の柱」として位置付け、課題を整理し、対応の方向性を定めています。

△施策の柱1▽

食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

△施策の柱2▽

情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

△施策の柱3▽

関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進

【施策の体系化】

推進計画の施策を総合的、効果的に進めていくために、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を示しています。

施策の体系化に当たっては、3つの「施策の柱」に加えて、科学的な施策を進める上での基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など「施策の柱」の土台となる取組を「施策の基盤」として位置付けています。

【基本施策】

都における生産から消費に至る各段階における食品安全確保のため、着実かつ継続的な取組が必要となる基本的な施策（47施策）について、「施策の柱」「施策の基盤」ごとに取りまとめています。基本施策の内容については、施策の体系化図と共に、最後にご紹介する推進計画本文のURLからご確認ください。



【重点施策】

47の基本施策の中から、食品安全を取り巻く重要課題に対応するための11の施策を重点施策として選定しています（Ⅱ図参照）。

今回は、重点施策のうち、第4期計画から新たに推進する「新規」の施策と食品衛生法等改正に対応する「法改正」の施策についてご紹介いたします。

●重点施策の内容

施策の柱1「食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進」では3つの重点施策があり、そのうち、新規の施策が2つ、法改正に対応する施策が1つあります。

【重点施策1「東京都GAP認証制度の推進」（新規）】

東京都GAP認証制度は農産物の生産・出荷における食品安全、環境保全等の観点から、都が定めた管理基準に基づく適正な取組を認証する制度です。認証制度のPRと認証を受けた農産物の流通を拡大することにより、消費者が安心して安全な農産物を購入できるような取組を推進します。

【重点施策2「HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進」（法改正）】

食品衛生法改正により、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が求められるようになりました。食品等事業者が、HACCPに沿った衛生管理を速やかに導入し、定着できるように技術的支援を行うとともに、食品安全を担う人材の育成を進めていきます。

【重点施策3「多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進」（法改正）】

近年増えている子供食堂や認知症カフェなどボランティア等が福祉を目的として食品を提供する際の衛生管理に係る技術的支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響でテイクアウトや宅配等を開始する事業者が増えています。こうした事業者に対し、食品を提供する際の適切な衛生管理を行うための情報提供や指導を行います。

施策の柱2「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」では5つの重点施策があり、そのうち法改正に対応する施策が2つあります。

【重点施策6「健康食品対策」（法改正）】

都民に広く利用されている「健康食品」の安全を確保するとともに、正しい利用方法の普及啓発を進め、「健康食品」による健康被害の防止を図ります。食品衛生法の改正により、創設された「指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度」について、国や関係機関と連携し、適切に運用していきます。

【重点施策8「食品安全に関する健康危機管理体制の強化」（法改正）】

食品衛生法の改正において、国と関係自治体の連携や協力の場として設置された「広域連携協議会」を活用するとともに、庁内各局等の関係機関が連携を強化し、健康被害の拡大防止を図ります。

施策の柱3「関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進」では、3つの重点施策があり、そのうち、新規の施策が1つあります。

【重点施策9「外国人への情報発信等の充実」（新規）】

都内の飲食店等で働く外国人向けの食品衛生管理ガイドブックを作成し、衛生管理手法を啓発していきます。また、都のホームページ「食品衛生の窓」の一部コンテンツの多言語化を進め、食品安全に関する情報を発信していきます。さらに、飲食店事業者が外国人利用者に食物アレルギー情報を適切に情報提供できるように、講習会を通して「アレルギーコミュニケーションシート」の活用促進等、飲食店への支援を行います。

●推進計画に基づく施策の着実な推進

東京都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局が適切に連携を図っていくことが重要となります。そのため、食品安全対策推進調整会議の一層の活用を図り、取組を積極的に推進していきます。

また、重点施策を中心に、進捗状況を把握し、適切な点検と進捗管理を実施していきます。進捗状況は年度毎に食品安全審議会に報告し、計画の中間時期には広く都民へも公表します。

さらに、新たなリスクの顕在化

東京都食中毒発生状況 速報

①病因物質別発生件数

期間		1/1～2/28	
病因物質		件数	患者数
ウイルス	ノロウイルス	2	18
細菌	カンピロバクター	1	4
寄生虫	アニサキス	6	7
	アニサキス及びシュドテラノーバ	1	1
合計		10	30

②原因施設別発生件数

期間		1/1～2/28	
原因施設		件数	患者数
飲食店	一般	7	14
集団給食	届出	1	14
魚介類販売業		1	1
不明		1	1
合計		10	30

令和4年2月28日現在

等による状況の変化や法改正への対応等の課題が想定を超えて大きい場合には、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。

以上が第4期推進計画の概要と、重点施策のうち、今期計画から新たに推進する「新規」の施策と食品衛生法等改正に対応する「法改正」の施策についての紹介になります。東京都では、引き続き食の安全に関して推進計画の下、全庁的に連携し、取り組んでまいります。

計画の概要や本文は、東京都ホームページ「食品衛生の窓」に掲載しておりますので、ご覧ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/jourei/keikaku_4.html

